

会 議 記 録 (1)

会議名称	平成２２年度第４回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会		
開会及び 閉会日時	平成２２年７月２９日（木） 午前９時３０分～午前１１時３０分		
開催場所	北本市コミュニティセンター コミュニティ集会室		
委員長氏名	委員長 河井宏暢		
出席 委員(者) 氏 名	加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、 秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢		
欠席 委員(者) 氏 名	宮城仁		
説明者の 職氏名	秘書広報課 政策推進課 協働推進課 総務課 生涯学習課	主査 浦直樹 課長 町田浩一 主幹 長嶋太一 主査 吉田美佐男 主任 安藤裕也	主幹 清水孝良
事務局職 員職氏名	協働推進課	課長 柴崎照夫 主事補 長谷川知亮	主幹 長嶋太一
会議 次第	1 開 会 2 議 題 北本市における市民参画制度の現状について（２） 3 そ の 他 4 閉 会		
配布 資料	1 次第 2 北本市パブリック・コメント制度 3 北本市の〇〇はどうなっているの？市役所出前講座 4 市役所出前講座申込書 5 北本市附属機関等の会議の公開に関する規則 6 会議記録作成要領 7 北本市行政手続条例		

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	1 開 会 これより、平成22年度第4回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を開催する。
河井委員長	2 議 題 議題は「北本市における市民参画制度の現状について(2)」である。本日は、北本市で現在整備・運用されている各市民参画制度の担当職員(秘書広報課広報広聴担当、政策推進課行政改革推進担当、総務課文書・情報公開担当、生涯学習課生涯学習担当)にそれぞれお越しいただいた。各制度についての詳細な説明と活発な質疑応答を期待する。 はじめに、職員と委員に、順に自己紹介をお願いしたい。 —職員と委員が順に自己紹介— 以前配布した資料「北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会作業部会検討報告書」に掲載されている順に、担当者から制度の説明をお願いする。本日追加で配布した資料も、適宜参照いただきたい。 (1) 北本市パブリック・コメント手続(報p. 23【資料1】) —秘書広報課広報広聴担当 浦 説明—
高橋(伸)委員	市民にパブリック・コメント手続として意見を求めるのは、議会にかかる直前の一度だけか。議論の時間を十分に確保するためには、二段階、三段階と何度か行った方が良いのではないかと。
秘書広報課 浦	パブリック・コメント手続制度は、市長の意思決定がなされた市の計画案や条例案について議会提出前に市民に広く公表して意見を頂き、その案を更に良いものにしていくために実施する制度です。そのため、案そのものについての議論は、市民に対しては、パブリック・コメント手続よりも前の段階で、または議会の中で行われるべきものと考えます。
河井委員長	平成20年度実績が8件、平成21年度実績が6件ということだったが、利用件数が少ないのではないかと。
秘書広報課 浦	パブリック・コメントにかけた案件が一見難しそうなものや市民が身近に感じにくい分野のものであると、意見が比較的集まりづらい傾向にあります。市民にパブリック・コメントを求める場合に

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	は、わかりやすい説明を心がけたり、表現がやわらかくなるよう案件に仮称を付したり等、制度の中身まできちんと読んで検討いただけるような工夫も必要だと考えています。
秘書広報課 浦	利用件数について、他市の状況はどうか。
秘書広報課 浦	把握している限りでは、他市も北本市とそれほど変わらない状況のようです。
関山委員	利用件数について、担当者としては適切と考えているか。これ以上制度の利用が増えた場合に、現在の秘書広報課の体制で対処可能なのか。
事務局	パブリック・コメント手続実施要綱を所掌しているのは秘書広報課ですが、手続を行う一つ一つの案件を扱うのは各課ですので、処理は可能と思われます。
高橋（伸） 委員	市民も日々の生活に忙しいので市政に深い関心を持ってもらうのは難しいかもしれないが、インターネットを使用した調査であれば、比較的回答がしやすい。パブリック・コメント手続をインターネットモニターなどと組み合わせて、広く、市民の良い意見を積極的に取り入れてほしい。
高橋（伸） 委員	(2) 北本市タウンミーティング（報 p. 26 【資料2】）
古賀委員	—秘書広報課広報広聴担当 浦 説明— 市民が申し込むというのはいい制度だと思う。
古賀委員	以前は、コミュニティの8圏域を市長が回って懇談会をしていたが、今は申込みがなければやらないということか。市長が市民の声を直接聞く機会はあったほうがよいと思う。
矢澤委員	今度一度申し込んでみたい。 市民と市長が直接対話することによっていろいろと良い話が出てくると思う。コミュニティ8圏域ごとに市民の意見をまとめていくことも必要だと思う。 懇談の場で、市長が全ての質問に答える必要はない。市民の意見を聞き、それを今後どのようにまちづくりに活かしていくかを考える必要がある。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
秋吉委員	市長と直接話をしたいという市民も多い。 (3) 市長への手紙（報 p. 28 【資料3】） —秘書広報課広報広聴担当 浦 説明—
河井委員長	「市長への手紙」の制度を説明してもらったが、この制度を使って手紙を出したことがある委員はいるか。 —3人が挙手—
秋吉委員	ある提案を「市長への手紙」を使って出したが、回答として担当者から実施できない理由を丁寧に説明された。その説明は納得がいくものであった。
河井委員長	制度を担当している担当者として、現行制度についての問題点があったら出して欲しい。
秘書広報課 浦	「市長への手紙」の約7割が各課への要望や苦情であるため、市長への手紙ではなく、担当課に直接メールを出せるようにすることも考えたいと思います。
河井委員長	市の職員の縦割り意識は、市民には通用しない。窓口で受けた内容については、その課で全て対応できなくとも、自分が責任を持って解決するのだという意識を持ってほしい。
関山委員	過去実施していた「市政モニター制度」のモニター通信と「市長への手紙」では、どちらが有用なのだろうか。 私は以前市政モニターになったことがあり、その際、最初はいろいろと意見を出したが、何度か意見を出すうちに、意見に対する行政からの回答が読めるようになり、最終的には意見を出さなくなってしまった。
秘書広報課 浦	「市長への手紙」として受けたものは、全て市長が目を通します。手紙への回答については、担当課に回覧後に決裁を行ってから回答をすることになっています。 (4) 北本市インターネットモニター（報 p. 30 【資料4】） —秘書広報課広報広聴担当 浦 説明—

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
高橋（伸） 委員	私もモニターとして登録している。 せっかく集めた回答を市政運営に有効に活用できるよう、アンケートを設定する前に社会調査法の専門家のチェックを入れて、設問の質を向上させてほしい。 また、商工会や観光協会等、各施策に強く関わる市民団体がある場合には、そうした団体に前もって相談してから設問を考えてほしい。 最終的な集計結果や中間集計を回答者にフィードバックしているのは、とても良いことだと思う。
秘書広報課 浦	モニターの方々の意見を踏まえながら、より良い制度運用を図っていきたいと思います。
関山委員	北本市インターネットモニター設置要綱第3条で応募資格を「20歳以上」で区切っている理由は何か。
秘書広報課 浦	インターネットへの接続には接続料がかかるため、自己の生活に責任が持てる年齢を「20歳以上」と設定したものです。
河井委員長	若い人の意見には若いものもあるかもしれないが、まちづくりを行うにあたって若い人の意見は非常に重要である。北本は人口7万人の都市。自治体人口の適正規模についてはさまざまな議論があるが、「7万人」は行政と市民の対話を比較的实现しやすい人口規模だと考えられる。市のこうした社会背景やインターネットなどのさまざまなツールをフルに活用し、市民の意見を市政に適切に反映させていってほしい。
	(5) 市役所出前講座（報 p. 32 【資料5】） —生涯学習課生涯学習担当 安藤 説明—
秋吉委員	私の所属する団体で、出前講座を過去に利用したことがあった。ただいまの安藤氏の説明にもあったが、講座の内容は、団体の要望に配慮して柔軟に調整していただいた。 大変有用な制度だと思う。市民も積極的に利用し、行政の側も制度を市民に知らしめて、市民と行政とが知識を深めながら共にまちづくりを進めていけたらと思う。
河井委員長	講座のメニューの変更頻度はどの程度か。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
生涯学習課 安藤 古賀委員	年 1 回、各課に照会して講座を設定しています。 出前講座の利用実績のある団体や、必要と思われる自治会等の市民団体に市職員が直接働きかけて受講を勧めたらどうか。
生涯学習課 安藤	市職員が市民団体の関係者に直接声をかけて講座利用を促しているケースは多いです。逆に窓口での申し込みとなると、敷居が高いためか利用が少ない傾向にあります。気軽に活用していただけるよう、適切な運営方法を考えていきたいと思います。
河井委員長	このパンフレットは、「広報きたもと」と一緒に配布されるのか。
生涯学習課 安藤	制度そのものを広報で紹介してはいますが、パンフレットの全戸配布は行っていません。
矢澤委員	毎年 5 月に市が区長説明会を行っているので、その際にパンフレットを配布して制度の案内をしてみてもどうか。各自治会では、防犯、防災、高齢者の事故防止等への関心が非常に高い。行政職員の専門的能力と市民のニーズをマッチングできる制度だと思うので、広報周知にさらに力を入れて、市民の利用を促していってほしい。 (6) 北本市附属機関等の委員の選任基準（報 p. 34 【資料 5】） —政策推進課 町田課長 行政改革推進担当 清水 説明—
河井委員長	現在、42 機関を設置し、委員数 472 名、委員の兼務は 3 機関以内という話だが、委員の重複を除いた、実際に委嘱している人数を把握していれば、教えてほしい。 また、委員となる方は何らかの形で行政との関わりがあったものと思うが、どのような方が委員となっているかを教えてほしい。
政策推進課 町田	実際に委嘱している委員の人数については、本日は資料が無いためお答えできませんが、市民検討委員会の要請に応じて必要であれば用意いたします。 委員と市との関係については、機関の性質によってさまざまです。専門的な知識が必要な審議会であれば、市内の方だけでなく、大学教授や県 O B の方等、市の外の方を招いてくる場合もあります。また、議員に加わっていただいている審議会もあります。
古賀委員	「北本市附属機関等の委員の選任基準に関する要綱」第 9 条第 2

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	号は、公募の委員の応募資格を「20歳以上75歳以下」と規定している。こうした年齢の上限を設定することにどのような意味があるのか。高齢化社会を迎え、元気で専門的知識を有する高齢者は世の中にいっそう増えてきている。そうした有用な人材をまちづくりから排除するのは、弊害の方が大きいのではないか。 民生委員継続の年齢制限等、他の法律の規定を考慮して設定したものであったと推察しますが、現段階で公的に説明可能な規定ではないと思います。
政策推進課 町田	高齢者の中にもお元気な方がたくさんいらっしゃいます。この市民検討委員会で、こうした規定についても改めて御議論いただきたいと思います。
河井委員長	審議会のは数は42機関ということだが、今後どのように推移すると考えられるか。増えていく傾向にあるのか。
政策推進課 町田	市で新しい施策が始まれば増えるかもしれませんが、現状としては横ばいの状態です。 また、約10の審議会が現在休止状態です。たとえば自転車問題審議会等、問題が発生した際にその都度不定期に開催される審議会があるためです。
高橋（伸） 委員	審議会がきちんと機能しているか否かを第三者がチェックする仕組みはあるのか。
政策推進課 町田	審議会の運営が適切か否かを第三者が外部からチェックするような仕組みは、現段階では存在しません。
事務局	審議会は、執行機関の附属機関として、市長や教育委員会等が案を議会に提出する前に市民の意見を積極的に聴くための、市民参画の一手段です。すなわち、市長や教育委員会自らが委員を選んで設置しているものですので、適正な運営がなされているかを最終的にチェックするのは、市長あるいは教育委員会自身となります。
河井委員長	こうした審議会は、市民と行政とが対等の立場で共通の目標に向けて協力する「協働」の最たるものだと思う。運営の正否については、市長に任せきりにせず、市民の側でもしっかりと監視し、積極的に携わっていくべきだと思う。

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長 総務課 吉田 河井委員長 総務課 吉田 河井委員長	(7) 北本市附属機関等の会議の公開（配布資料） —総務課文書・情報公開担当 吉田 説明— 昨年度は、165回開催された審議会のうち55回の会議が公開され、非公開の会議でも要介護度の審査（93回）や障害に関わる内容（10回）等、個人情報保護上必要な非公開措置を講じた会議が100回を超えるとのことだった。 こうした会議公開の可否だけでなく、広く情報の公開が不十分と考える場合には、市民はどこに訴えればよいのかを教えてほしい。 各施策や各条例を所掌している担当各課、あるいは総務課文書・情報公開担当に申し出ていただければ、対応可能です。 情報公開条例に規定された手続に則って情報公開請求を行ったものの、市から公開された情報が不十分と市民が感じた場合、どうしたら良いのか。 個人情報保護等、何らかの理由で公開不可もしくは黒塗りを付して行政文書を公開する場合、非公開の根拠となる条例を御説明いたします。公開情報が不十分と感じられた場合には、その旨を申し出ていただければ、総務課文書・情報公開担当で再度検討いたします。それでも公開できないという決定がなされ、その決定について請求者が不服を申し出た場合、北本市情報公開・個人情報保護審査会で審議され、最終的な判断がなされます。 市民参画にとって「情報」はもっとも大事な要素である。広報きたもとや市公式サイト等で、市民の関心を惹く形で情報をわかりやすく出してほしい。情報の共有を実現しなければ、市民参画の推進は困難である。 今回行われた説明と質疑応答を踏まえ、次回以降、他市の制度も参考にしながら、北本市の市民参画推進条例を組み立てていきたい。 委員の皆様から特に意見等がなければ、本日の議事はこれで終了する。 3 その他 次回の委員会は8月10日（火） 午後2時から午後3時30分まで 文化センター第1研修室で開催予定

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	4 閉会 それではこれをもちまして、平成22年度第4回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を終了いたします。お疲れさまでした。